「総合研究」の単位認定に関するガイドライン

1. 授業のねらい

環境システム学科の専門分野を学外活動などによって幅広く学び、また環境活動に対する意欲を授業側面から支援する。

2. 認定に関するガイドライン

学科の専門に直接的に関わる学習体験や研修に対して、大学設置基準の定める所定の学修の要件に相当する学修時間とともにその学修成果を単位認定する注)。

3. 認定される事項例

- (1) 学科内で企画され、予め単位認定を想定して実施された研修について一定の成果を申告することによって認定される。例えば海外研修、国内研修(たとえば環境都市見学研修など)。
- (2) 学外の組織が実施する環境に関する研修、環境に関するボランティア体験などに参加し、成果を立証できる手段を申請することによって、認定される。ただし、この場合には、原則として、参加に際して事前にアドバイザー教員に届けを提出し、終了後に成果報告を提出しなければならない。
- (3) 環境システム学科の専門分野に関連するテーマについて調査・研究を主体的におこない、一定の成果を報告書などの形で提出することにより認定される。ただし、この場合には、調査・研究の実施や単位認定申請にあたり、原則として、アドバイザー教員に届けを提出し、終了後に成果報告を提出しなければならない。
- (4) 公的機関などの環境資格のうち、大学の学部の専門レベルに相当すると判断されるものを取得した場合に、その資格取得を証明する書類を提出することによって、認定される。
- (5) 国内外の環境学科の専門性に該当する各種のコンテストなどに自主的に応募し、入賞など相当の成果を上げたものについて認定される。成果を立証できる手段を申請することによって、認定される。
- (6) 大学が企業や個人事業者と締結した長期のインターン(OJT を含む)によって、一定期間の実務を通じた学修成果を修めた場合には、その報告書および業務 日誌等を提出することによって、成果として認定される。ただし、派遣先の指導責任者の講評あるいは捺印が付されていることが必要である。

4. 単位及び評価

その成果の質および量によって、認定単位数は 1 単位を「総合研究基礎 1」、「総合研究基礎 2」、2 単位を「総合研究 1」、「総合研究 2」として、また 4 単位を「総合研究 3」として評価し、認定する。評価記載は「認定」とする。

5. 申請及び認定手続き

単位認定を得ようとする者は、学科所定の定められた表紙をつけ、その年度に認定を受けるために定められた期日までにアドバイザー教員に提出しなければならない。ただし、予め単位認定を想定した科目の履修により単位認定を希望するものは、当該科目の担当教員またはアドバイザー教員が学修証明書を直接学科会議に提出することができる。

5-1.提出の様式
□ 学科指定の申請用紙(表紙)
□ 申請する内容に関する概要
□ 申請する活動等が分かる資料等の一式
□ 学内外関係者による講評等
5-2.認定
□ 申請された内容について、学科会議で審議する。
□ 学科長が当該認定者を学務課に届ける。
5-3.認定の時期
□ 申請及び認定は要件が発生したとき適宜行うが、原則として各学期の成績評価にあわせる。

ただし、卒業年次生に限り、申請しようとするその年度に提出期限を設ける。

注)

いずれの場合もその成果や取り組みのプロセスが大学設置基準の定める所定の学修の要件に相当すると判断されるものが単位を与える判断の基準となる。学修時間とは…大学設置基準の定める所定の学修の要件に相当する学修時間とは、2 単位に相当する学習量をさす。つまり、総合研究 1、2 の 2 単位相当は、ともに授業と自習時間を合計して、90 時間の学習活動の量に対して認定される。ただし、大学の授業時間は通常 90 分を前述の 2 時間と見なしているため、実時間として 67.5 時間から 90 時間の幅がある。(2)で単位認定を受けようとする場合には 67.5 時間以上の学生自身の学習量がめやすとなる。したがって、総合研究 3 における 4 単位はその 2 倍の学習量に相当させる。